
学習用タブレット端末購入に関する Q&A

島根県教育委員会のチラシ(「中学校3年生・義務教育学校9年生及び保護者の皆様へ大切なお知らせです!」以下、県チラシ)の裏面 Q&A のうち Q5、6以外は皆美が丘女子高等学校にも該当しますので、併せてご確認ください。

Q1 県立高校と同じ端末を個人購入するのですか。

A1 県立高校と同じ端末を購入していただきます。購入方法につきましては改めてご案内させていただきますが、市立高校の合格発表(令和8年3月)以降に購入手続きをしていただきます。

Q2 金額はいくらですか。

A2 端末等購入価格 49,940 円(購入の際にご家庭で負担いただく金額です)

※上記代金は、学習用タブレット端末等代金総額 74,910 円から、市の3分の1補助額(24,970 円)を差し引いた額となります。

※上記代金に含まれるものは、端末本体(Chromebook)、端末管理ツール、タッチペン、保護バック、3年間の端末保証の料金です。

Q3 経済的な理由により、端末を購入できない場合はどうすればいいですか。

A3 「生活保護受給世帯」や「令和7年度県民税・市町村民税の所得割額の合計が0円の世帯」などのうち希望する生徒に対して、学校から端末をお貸しできます。貸出用端末の希望調査は、令和7年秋以降に実施する予定です。

Q4 分割支払はできますか。(県チラシ裏面 Q5に関連)

A4 島根県教育委員会の無利子奨学金貸与制度は利用できません。分割支払をご希望の場合は、クレジットカードによる分割払いをご利用ください。

Q5 家庭での通信料はだれが負担するのですか。(県チラシ裏面 Q6に関連)

A5 ご家庭で負担をお願いします。なお、通信機器がない場合は各ご家庭でご準備くださいますようお願いいたします。(Wi-Fi 環境が必要です。)

Q6 在校生の学習用タブレット端末も購入するのですか。

A6 令和8年度新2年生、3年生については引き続き全員貸与となりますので、購入の必要はありません。

◆皆美が丘女子高等学校の学習用タブレット端末を準備する方法(令和8年度入学生～)

以下の3パターンの中からご検討ください。

(パターン1)

タブレット端末を一括で購入(購入価格のうち1/3を松江市が補助)

→ 令和8年3月の合格発表以降に手続きをしていただきます。

(パターン2)

タブレット端末をクレジットカードの分割支払で購入(購入価格のうち1/3を松江市が補助)

→ 令和8年3月の合格発表以降に手続きをしていただきます。

(パターン3)

学校から貸出用タブレット端末の貸与 ※要件あり

→ 貸与申請手続きが必要となります。(申請締切:令和8年3月19日(木))

※貸与希望の方で、申請締切日に間に合わなかった場合は、至急下記までご連絡下さい。

連絡先 松江市立皆美が丘女子高等学校 事務室

TEL : 0852-39-0216 (8:30～17:00 土・日・祝除く)

Mail : girls-hs@city.matsue.lg.jp